

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和7年12月25日

旭川市長 今津 寛介
(公印省略)

1 公募する趣旨

本契約については、旭川市が毎月1回発行する広報誌「こうほう旭川市民」の印刷・製本に係る一連の業務を短期間で確実に履行するための実施体制が必要であることから、旭川印刷製本工業協同組合（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

2 契約概要

- (1) 業務名 令和8年度「こうほう旭川市民」印刷製本等業務
- (2) 契約内容 広報誌「こうほう旭川市民」の印刷・製本に係る一連の業務（詳細は仕様書のとおり）
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目「3210 印刷物制作、写真撮影等」、取扱品目「3216 印刷及び封入封緘」の入札参加資格を有する者であり、かつ、地域区分「51 市内」（旭川市内に本店がある者）で登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始

の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(2) 履行体制に関する要件

別に定める仕様書に示す業務を適切に履行できる体制が整っている者であること。

4 手続等

(1) 担当部局

旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市役所総合庁舎 6 階

旭川市総合政策部広報広聴課広報係

電話 0166-25-5370 FAX 0166-24-7833

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 1 月 25 日（木）から令和 8 年 1 月 20 日（火）まで(1)の場所で交付する
ほか、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d083039.html>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時までに(1)の場所に持参又は簡易書留による郵送
(必着)により提出すること。

5 その他

詳細は公募説明書による。